

資料2

科学技術・学術審議会情報委員会
オープンサイエンス時代における
大学図書館の在り方検討部会（第2回）
令和4年4月21日（木）

大学図書館と著作権法をめぐる課題 —最近の著作権法改正との関連を中心に—

オープンサイエンス時代における
大学図書館の在り方検討部会

2022年4月21日（木）

筑波大学図書館情報メディア系
村井麻衣子

発表内容

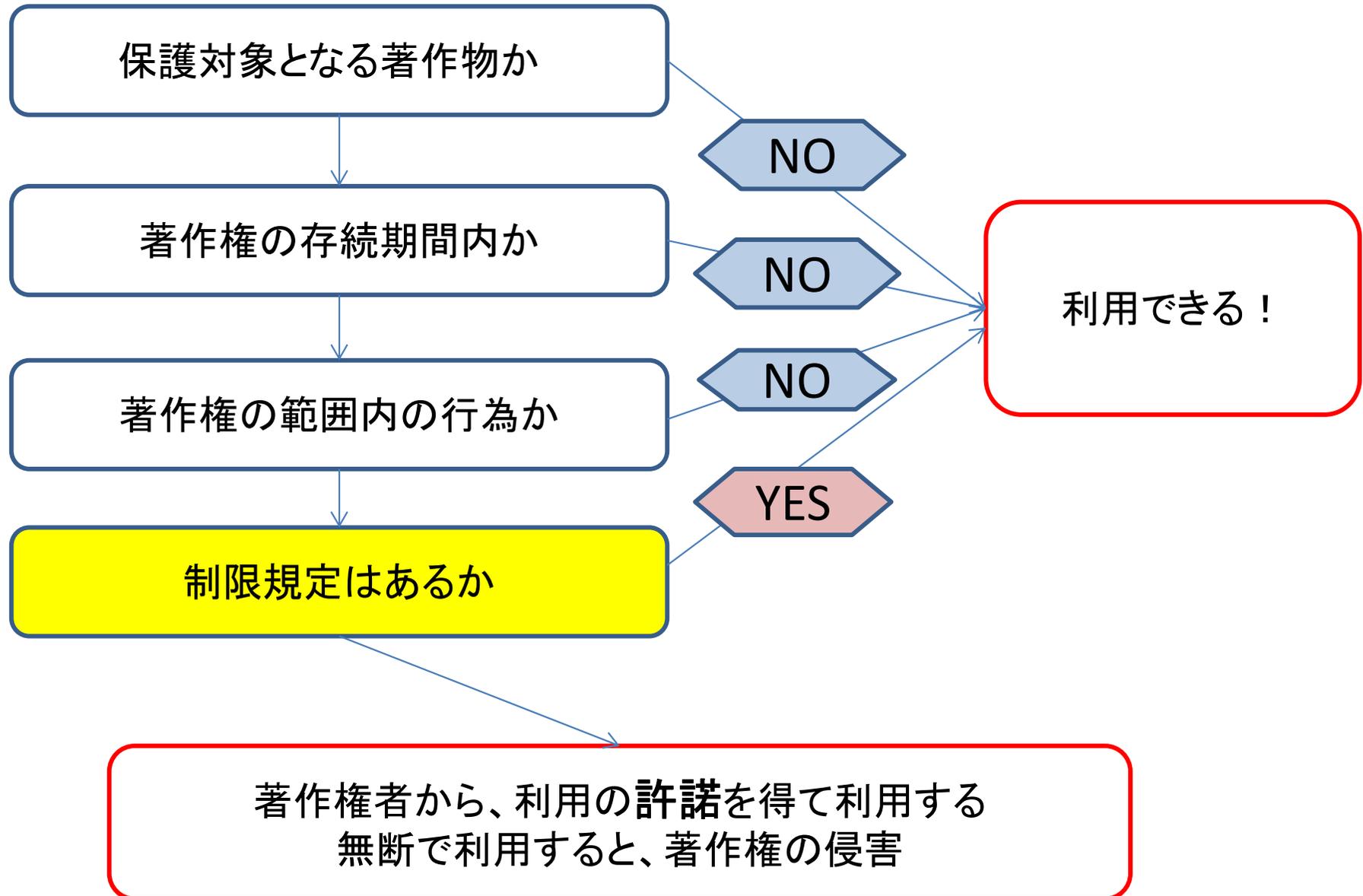
- 最近の著作権法改正が図書館にどのような影響を与えているのか
 - 今後大学図書館がDX時代に期待される役割を発揮していくに、さらにどのような点について、著作権法との調整(さらなる改正)が必要か
-
- 著作権法の基本的な構造
 - 図書館に係る最近の著作権法改正
 - 制限規定に関する改正の流れ
 - 令和3年著作権法改正
 - 大学図書館と著作権法をめぐる今後の課題

著作権法の基本的な構造

著作権の及ぶ範囲

- 存続期間が経過していない著作物の複製や公の利用（公衆送信＜インターネット上の送信等＞）⇒ 原則として著作権侵害となる（利用に権利者の許諾が必要）
- しかし・・・著作権の制限により権利が制限される場合⇒ 許諾なく利用可能（補償金が必要な場合もある）

著作物を利用するための主なチェックポイント



最近の著作権法改正

近時の著作権法改正の概観

(図書館に関連するものを中心に)

- 平成21年改正
 - 国会図書館における所蔵資料の電子化(複製)に係る権利制限
 - 障害者の情報利用の機会の確保のための措置
 - 国立国会図書館法: インターネット資料の記録による収集⇒著作権法改正
- 平成24年改正
 - 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備
- 平成26年改正
 - 電子書籍に対応した出版権の整備
- 平成30年改正
 - デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した**柔軟な権利制限規定**の整備⇒書籍検索サービス
 - **教育の情報化**に対応した権利制限規定等の整備
 - 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
 - アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
- 令和2年改正
 - 侵害コンテンツのダウンロード違法化
- 令和3年改正
 - **図書館関係の権利制限規定の見直し**

制限規定に関する改正の流れ

－日本版フェア・ユース導入論から柔軟な権利制限規定へ－

近時の法改正の特徴

- 著作権の制限規定の改正が多い
 - = 著作物の一定の利用を可能とする
 - 背景) 技術的変化(デジタル技術やインターネットの発達への対応)

日本の著作権法の特徴

- 著作権によって規制される行為
 - 著作権の権利範囲が**広範**にわたり規定されている
例)複製、公衆送信
- 著作権の制限(=自由に利用できる場合)
 - アメリカ合衆国のフェア・ユースの法理のような著作権を一般的に制限する条項はない
 - 比較的広範な規定として、引用(32条1項)と私的複製(30条1項)があるに止まる
 - **個別の制限規定**の数は多くかなり細かく規定されている

日本版フェア・ユース導入への試み

- 背景：環境の変化への迅速な対応の必要性など
- ⇒ 2012年著作権法改正
 - A、B、C類型の案
 - ⇒ 実質的に個別の制限規定の追加に終わる
 - 付随対象著作物の利用(30条の2)
 - 検討の過程における利用(30条の3)
 - 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)
 - 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(47条の9)

2018年著作権法改正

- **柔軟な権利制限規定**

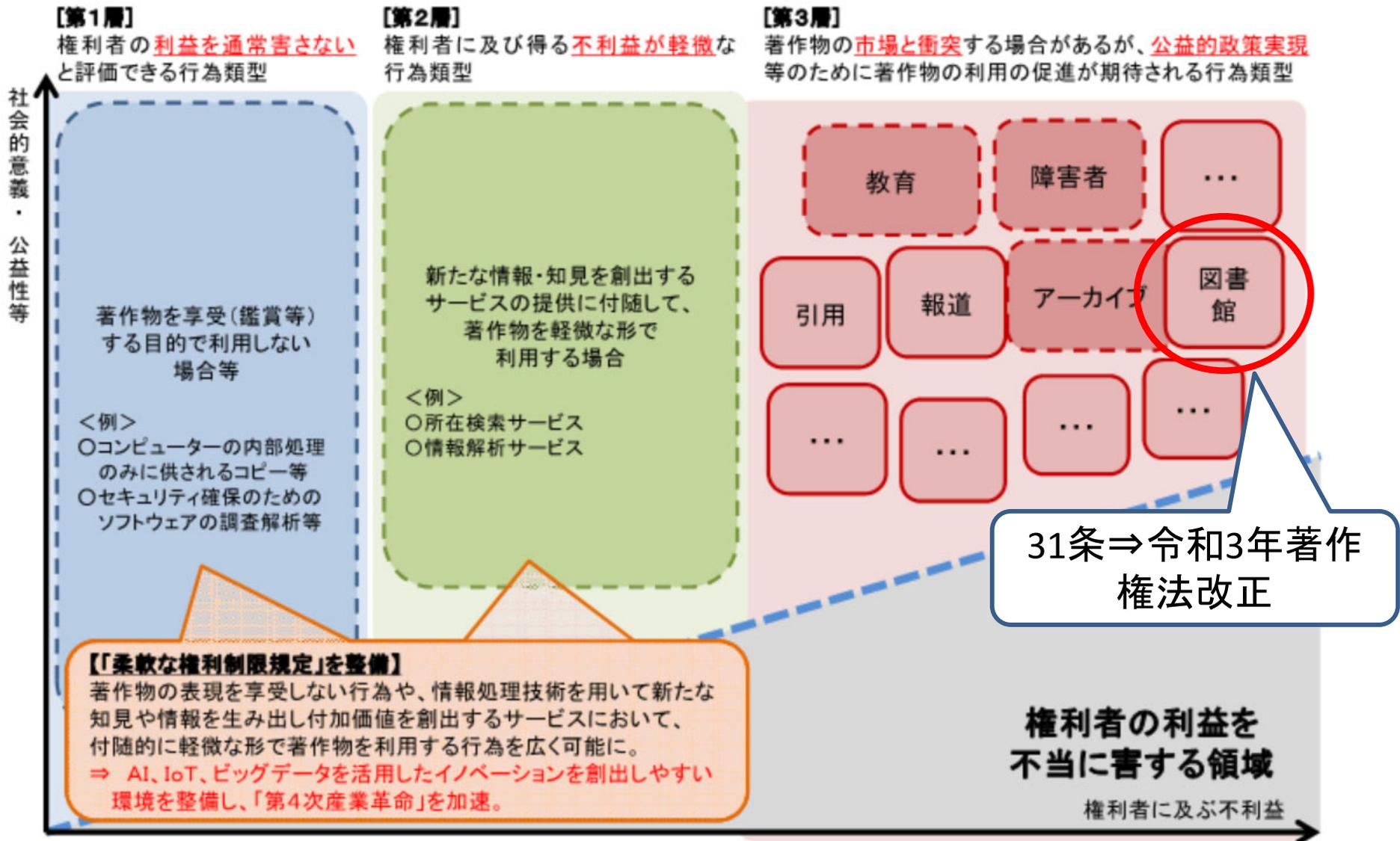
- 柔軟性の高い規定

- 非享受利用・・・「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」
 - 人工知能(AI)の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為等
- 電子計算機における著作物利用に付随する利用等
 - ネットワークを通じた情報通信の処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為等

- 相当程度柔軟性のある規定

- 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等
 - 書籍検索サービス、論文剽窃検証サービス等

柔軟な権利制限規定：「3つの層」論



2018年著作権法改正

教育の情報化への対応(35条)

- 改正前

- 授業の過程における著作物の使用について、コピー(複製)、遠隔合同授業における公衆送信(同時送信)のみを許容

- 改正後

- 公衆送信等を広く可能とする
- + 補償金制度の導入
 - ⇒ 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)による運用
- ガイドライン(「改正著作権法第35条運用指針」)

令和3年著作権法改正

—図書館関係の権利制限規定の見直し—

令和3年著作権法改正

図書館関係の権利制限規定の見直し

- 1 国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信
 - 改正前) 国立国会図書館によりデジタル化された絶版等資料→他の図書館等へのインターネット送信のみ
 - ⇒ 各家庭等への個人向けインターネット送信を可能とする
- 2 図書館等による図書館資料の公衆送信
 - 改正前) いわゆる複写サービス
 - ⇒ FAXやメール送信にて公衆送信することを可能とする

国立国会図書館による絶版等資料の 個人向けのインターネット送信

- 対象となる資料・・・絶版等資料のうち3月以内に復刻等の予定があるものを除いた「特定絶版等資料」⇒運用は**関係者間の協議**による
- 利用者・・・事前登録などが必要（IDやパスワードで管理）
- 利用者が可能な行為・・・自ら利用するために必要なプリントアウト（複製）、非営利等の一定の要件のもとでディスプレイなどに映して公衆に見せること（公の伝達）

図書館等による図書館資料の 公衆送信

－ 利用者の調査研究の用に供するため、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどにより直接送信すること（公衆送信のための複製、及び公衆送信）が可能に

- 送信主体・・・「**特定図書館等**」（責任者の配置，職員への研修などが必要）
- 不正拡散を防止・抑止するための措置・・・利用者の氏名等の登録、公衆送信の際の技術的措置等
- 送信可能な範囲・・・**著作物の一部分**（政令で定める場合等は全部） ＋ **ただし書**「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」による制限（←ただし書の具体的な解釈・運用は，関係者による**ガイドライン**を作成）

図書館等による図書館資料の 公衆送信

- **補償金制度**の導入

- 実質的に利用者が図書館等に支払うことを想定
- 補償金の徴収・分配・・・「指定管理団体」による
- 個別の送信ごとの課金、権利者の逸失利益を填補できるだけの水準
- ⇒権利者が受ける不利益を補償

- 具体的な運用は関係者間の協議による
 - (「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」)

今後大学図書館がDX時代に期待される役割を發揮していくに、さらにどのような点について、著作権法との調整(さらなる改正)が必要か

大学図書館と著作権法をめぐる 今後の課題

令和3年著作権法改正後の課題

国立国会図書館におけるデジタル化資料の活用

- 令和3年著作権法改正
 - 絶版等資料のみインターネット送信が可能、補償金はなし
- 将来的な可能性
 - ⇒ 範囲の拡張（＋補償金制度）
 - インターネットは物理的・場所的制約を受けない
 - (⇒ インターネットによる図書館資料の提供を国立国会図書館に一元化する可能性)
- ⇒ 他の図書館との役割分担

図書館等による図書館資料の公衆送信 送信・複製可能な範囲

- 「公表された著作物の**一部分**(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして**政令**で定めるものにあつては、その**全部**)」

- 注:複製サービスについても同様に改正

- 課題)調査研究にとって重要であるが、権利者に影響を与えないもしくは影響が小さい著作物全部の利用

⇒速やかな政令指定が望まれる

- (従来複製が可能であった)発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- 絶版となった論文集の論文など
- 一般に流通していない定期刊行物の最新号 etc.

新たなサービスへの対応

- 現在の著作権法(令和3年改正後)では許容されないが、大学図書館の機能を発揮するために必要な図書館サービス等
- ⇒ 著作権法の改正が必要

新たなサービスへの対応

- 権利者に影響を与えないor影響が小さい
 - ⇒権利制限規定(補償金なし)の拡張・新設
- 権利者へ影響を与えうる
 - ⇒権利制限規定(+補償金)の拡張・新設

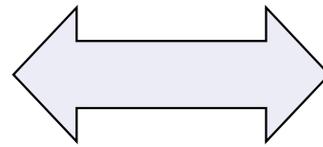
新たなサービスへの対応

- フェア・ユースの導入
 - メリット：柔軟性・・・立法を待たず、新しいサービスなどに対応できる可能性がある
 - デメリット：不確実性、補償金制度のような中間的な解決ができない

立法政策における課題

著作権法のバイアス

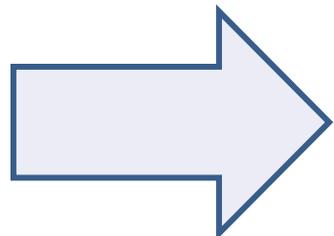
業界・大企業
の利益



ユーザー・大衆
の利益

ロビイングにより立
法に反映されやすい

利益が拡散している
ため、立法に反映さ
れにくい



権利者の権利が、社会的に望ましいレベル
以上に拡大しやすい

立法政策における課題

大学図書館がDX時代に期待される役割を發揮していくには・・・

- いかに関著作権法を遵守するかという視点だけではなく、
- 図書館の機能を果たすために著作権法がいかにあるべきかを検討し、著作権法の改革を促していくことが必要
- ⇒ 立法への働きかけ、情報発信

時代に応じた著作権制度へ

「複製権中心主義を金科玉条のように信奉していると、ときとして複製イコール悪であるという発想を前提とした議論に陥りがちになるが、かくも容易に複製ができ、その質もオリジナルとほとんど変わりが無いという時代が到来したということは、人間の生活がそれだけ豊かになる可能性が広がったということの意味している。旧態依然とした法制度が足かせとなってこのような技術的恩恵の享受に失敗するようなことがあってはならない。」

- 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論 ―デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて―」知的財産法政策学研究44号(2014年)68頁

ご清聴ありがとうございました

主な参考文献

著作権法について

- 田村善之『著作権法概説』(第2版・2001年・有斐閣)
- 中山信弘『著作権法』(第3版・2020年・有斐閣)
- 島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』(第3版・2021年・有斐閣)
- 加戸守行『著作権法逐条講義』(七訂新版・2021年・著作権情報センター)
- 黒澤節男『Q&Aで学ぶ 図書館の著作権基礎知識』(第4版・2017年・太田出版)

令和3年著作権法改正について

- 文化庁「令和3年通常国会 著作権法改正について」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/>
- 文化審議会著作権分科会『図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書』(令和3年2月)
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_03.pdf>
- 「著作権法の一部を改正する法律(令和3年改正)について」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627801_01.pdf>
- 文化庁著作権課「著作権法の一部を改正する法律(令和3年改正)について」コピー61巻728号(2021年)31頁以下
- 文化庁著作権課「令和3年著作権法改正」Law&Technology94号(2022年)24頁以下
- 文化庁著作権課「令和3年著作権法改正の概要 ―著作権法の一部を改正する法律」時の法令2138号(2022年)28頁以下
- 川崎祥子「令和3年著作権法改正の国会論議 ―図書館関係の権利制限規定の見直しと放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化―」立法と調査437号(2021年)64頁以下

令和3年著作権法改正について

- 生貝直人「図書館等のデジタル・ネットワーク対応」ジュリスト1565号(2021年)29頁以下
- 池村聡「令和3年著作権法改正について」高林龍=三村量一=上野達弘・編『年報知的財産法2021-2022』(日本評論社・2021年)1頁以下
- 中山一郎「政策・産業界の動き」高林龍=三村量一=上野達弘・編『年報知的財産法2021-2022』(日本評論社・2021年)169-173頁
- 城所岩生「図書館関係の権利制限規定の見直し」JM2021年11・12月号24頁以下 <https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/im-pdf/2021_11_12JM.pdf>
- 伊藤真「著作権法31条の改正とそれに伴うガイドライン等の作成について」コピーライト61巻730号(2022年)2頁以下
- 村井麻衣子「令和3年著作権法改正 ―インターネットを通じた図書館資料へのアクセスの容易化と放送番組の同時配信等における権利処理の円滑化」法学教室494号(2021年)58頁以下

令和3年著作権法改正について

- 前田麦穂「コロナ禍は資料アクセスをどう変えたか ～研究者・学生の緊急アンケートから著作権法改正まで～」*図書館界*73巻2号(2021年)61頁以下
- 南亮一「最近の図書館に関する著作権法改正の動向についてー図書館WTでの検討を中心に」*みんなの図書館*527号(2021年)17頁以下
- 唐津真美「図書館から各家庭への蔵書オンライン送信をめぐる著作権法改正の動向」*ビジネス法務*21巻4号(2021年)96頁以下
- 日本図書館協会著作権委員会「著作権法の図書館関係の見直しの動向、および授業目的公衆送信補償金制度の図書館への適用について」*図書館雑誌*115巻4号(2021年)236頁以下
- 二瓶優「著作権法31条1項1号に基づく複写に関する課題の検討 令和3年著作権法改正に関する文化審議会著作権分科会の議論を踏まえて」*現代の図書館*59巻3号(2021年)169頁以下
- 山本順一「この国の図書館にかかわる著作権制限立法の在り方は、研究大国、生涯学習社会の実現を目指すものだろうか？」*みんなの図書館*535号(2021年)44頁以下
- 村井麻衣子「図書館での著作物利用とデジタル教科書のゆくえ」*法学セミナー*794号(2021年)28頁以下

その他

- 池村聡『著作権法コンメンタール別冊 平成21年改正解説』(勁草書房・2010年)
- 池村聡=壹貫田剛史『著作権法コンメンタール別冊 平成24年改正解説』(勁草書房・2013年)
- 上野達弘「国会図書館による絶版等資料の送信 ―平成24年著作権法改正の意義と課題」ジュリスト1449号(2013年)35頁以下
- 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論 ―デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて―」知的財産法政策学研究44号(2014年)25頁以下
- 村井麻衣子「未来の図書館と著作権法のあり方の検討に向けて―令和3年著作権法改正の意義と課題―」未来の図書館 研究所 調査・研究レポート2021(Vol.5)(近刊)